

企業の農業参入について

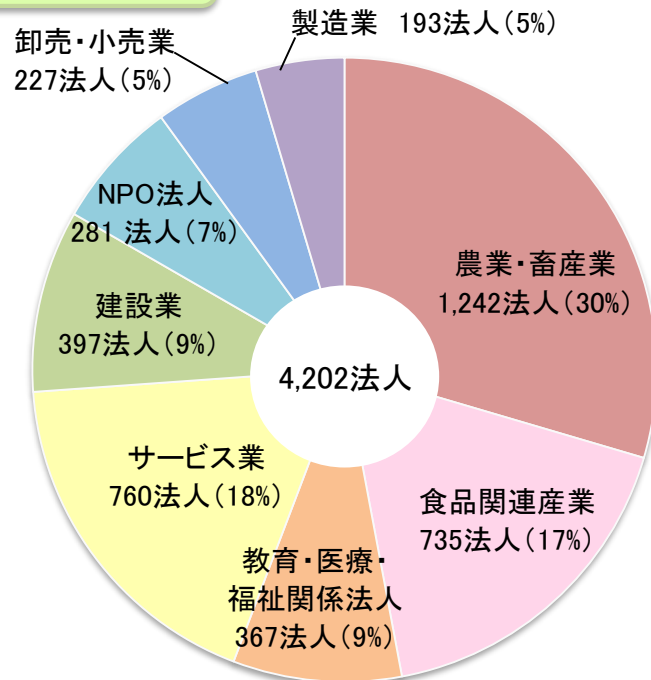
令和5年10月
岩手県農林水産部
農業振興課



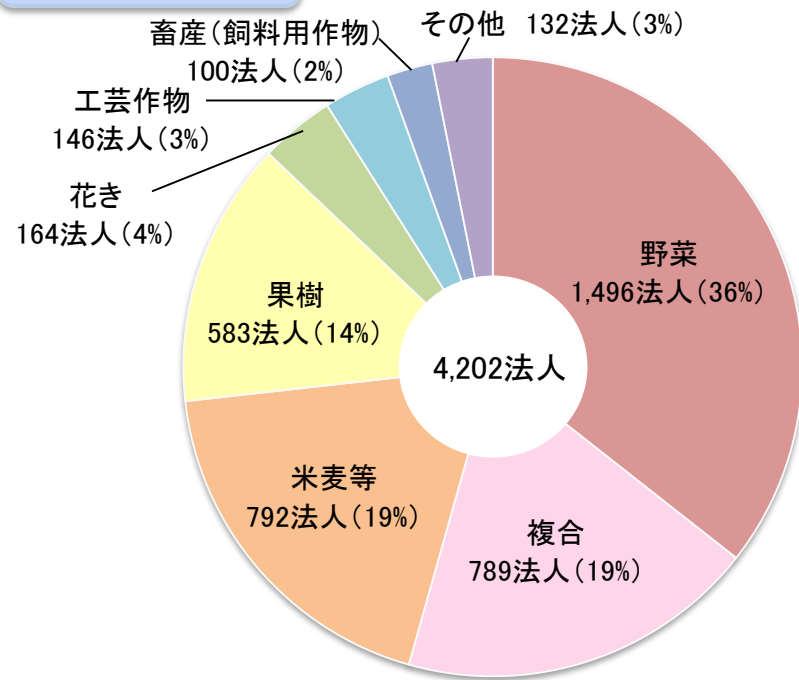
企業の農業参入(全国)

- 企業の農業参入は、農業の多様な担い手として、**地域農業の活性化や耕作放棄地の解消、雇用の創出などの効果が期待**されています。
- 全国の農業参入法人(農地所有適格法人以外)の参入内訳は以下のとおりです。
- 農業・畜産業の農業参入が最も多く、多様な業種の農業参入が進んでいます。
- 営農内容では、収益性が高い野菜作を中心に園芸作が多数を占めています。

業務形態別



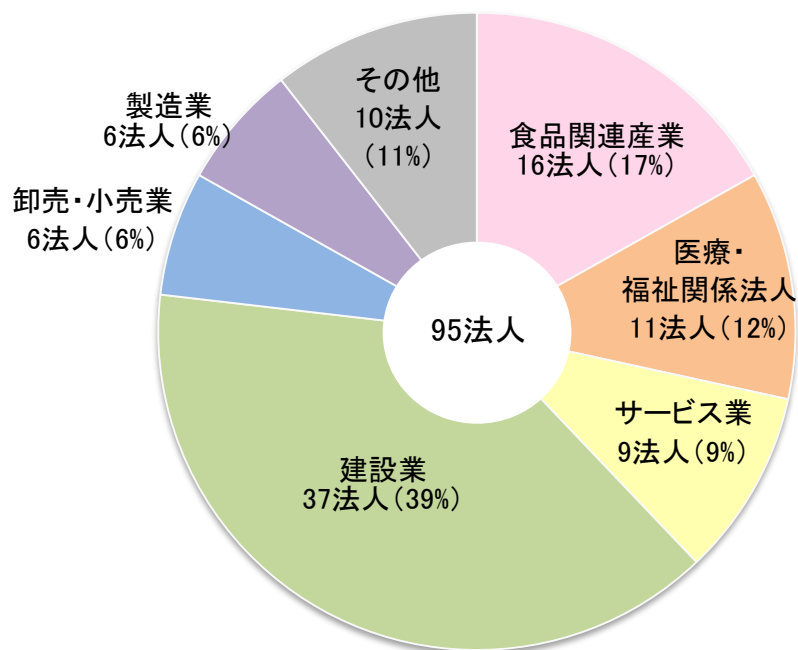
営農作物別



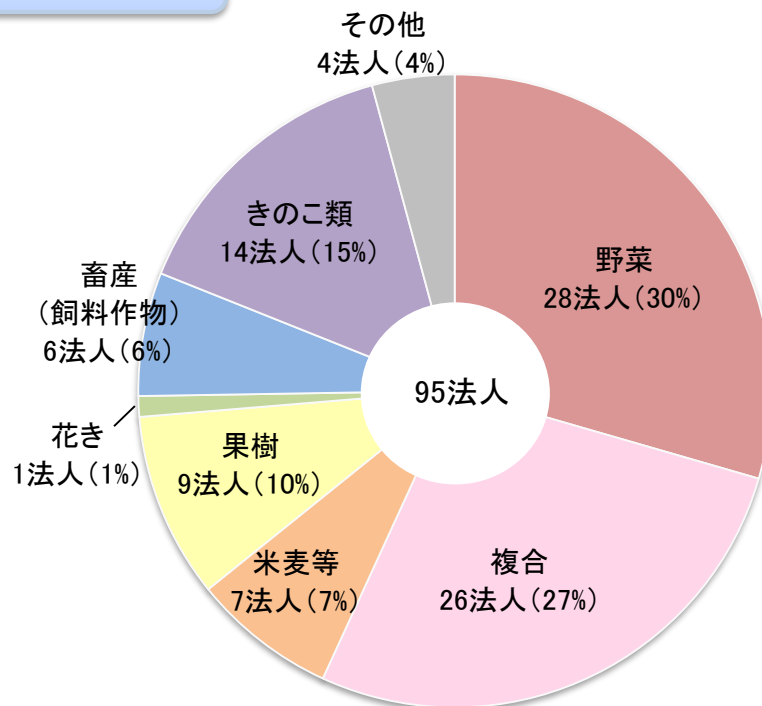
企業の農業参入（岩手県）

- 令和5年9月末現在で、岩手県では**95法人が異業種から農業に参入**しています。
- 岩手県では、**建設業からの参入が最も多い**です。
- 営農作物については、収益性が高い野菜作のほか、菌床栽培を中心としたきのこ類が**15%**を占めています。

業務形態別



営農作物別



資料：岩手県農業振興課調べ（令和5年9月末）

営農場所の確保について

どうすれば、
営農場所を
確保できる
のかな？



農地法に規定する「農地」を利用

YES

NO

「農地」取得の方法

所有

借入

パターンA

○ 農地所有適格法人の設立や既存の農地所有適格法人への出資による営農

【形態】

農業部門を分社化
既存の農地所有適格法人に出資

【主な要件】

- ・ 売上高の過半が農業(販売・加工等を含む)
- ・ 農業関係者以外の議決権が1/2未満であること
- ・ 役員の過半が農業(加工・販売等を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)であること
- ・ 役員等の1人以上が農作業に従事(原則年間60日以上)すること

【例】 食品関連事業者による参入

パターンB

○ 農地を借り入れて営農

【形態】

既存の会社組織(公開会社も含む)のまま農地を借り入れて営農

【主な要件】

- ・ 役員等の1人以上が農業(販売等を含む)に常時従事すること
- ・ 農地を適正に利用していない場合には、賃貸借契約の解除をする旨の特約が書面で締結されていること
- ・ 地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

【例】 建設業者、食品関連事業者、社会福祉法人等が農地を借りて、自ら農産物の生産・加工・販売に取り組む 等

パターンC

○ 農地を使わないで営農

【形態】

現在の会社組織のまま農地以外の土地を利用して営農

※ 農地を農業以外に利用する土地にする場合には、農地転用の許可が必要。

【例】

- ・ 山林での原木しいたけ栽培
- ・ 敷地をコンクリート等で地固めし、いちごやトマトの水耕栽培などベンチアップ施設を用いたハウス栽培等

企業の「農地」の取得要件

- 企業による「農地」の取得方法には、**所有と借入（賃借権方式）**がありますが、いずれの方法であっても、個人と同様に基本要件を満たす必要があります。
- 借入方式の方が、所有方式に比べて参入地域等の制約が少ないです。

基本要件

- 1 農地の全てを効率的に利用**
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
- 2 周辺の農地利用に支障がないこと**
水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと



付加要件	所有方式（農地所有適格法人のみ）	借入方式
法人形態	株式会社（公開会社ではないもの）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人	農地所有適格法人、 一般法人等 （公開会社も可能）
事業	売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）	異業種企業も借入可能
構成員	農業関係者以外の議決権が1/2未満	構成員に農業者がいなくても借入可能
役員	役員の過半が農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）であること 更に役員等の1人以上が農作業に従事（原則60日以上）すること	役員等の1人以上が農業（販売等を含む）に常時従事すること
その他	—	・書面による解除条件付賃貸借契約の締結 ・地域内の適切な役割分担のもと営農すること

農業参入のポイント(1)

1 営農する土地を所有するのか、借入するのか

「農地」を所有するのであれば、「農地所有適格法人」になる必要があります。
(3ページのパターンAの主な要件を御参照ください)

他方、借入であれば、農地所有適格法人の要件を満たす必要はなく、参入地域等の制約は少ないです。

農地の貸借については、農地中間管理機構を活用することができます。詳しくは、公益社団法人岩手県農業公社にご相談ください。

また、既に営農を希望する場所がありましたら、その土地が「農地」かどうかを、市町村農業委員会に確認してください。

「農地」であれば、農地法の手続きが必要となります。

※ 農地所有適格法人制度 岩手県庁WEBページ参照
[岩手県 - 農地所有適格法人制度 \(pref.iwate.jp\)](http://pref.iwate.jp)



農業参入のポイント(2)

2 何を作目にするのか

施設園芸、養豚・養鶏などであれば、「農地」を利用しなくても営農可能です。米や麦等の土地利用型作目であれば、「農地」で営農するメリットがあります。地域によって、気候条件等が異なりますので、お近くの広域振興局農政部や農業改良普及センターに御相談ください。

3 地域との連携

企業の農業参入において、参入後の課題は、農業技術の向上と販路開拓です。地域と連携することにより、これらの課題解決のヒントが得られることがあります。農業技術の向上については、お近くの農業改良普及センターに御相談ください。

4 営農による収支の黒字化

作目に応じた適切な土づくり等の基盤を整備する必要があるなど、安定的な農業収入や黒字化に向けては、ある程度の期間が必要です。食品関連事業者は、販路を確保しやすく、黒字化率が高い傾向があります。

農業参入についてのお問い合わせ

岩手県農林水産部農業振興課	019-629-5643
盛岡広域振興局農政部	019-629-6600
県南広域振興局農政部	0197-22-2841
〃 花巻農林振興センター	0198-22-4931
〃 一関農林振興センター	0191-26-1413
〃 遠野農林振興センター	0198-62-9932
沿岸広域振興局農林部	0193-25-2704
〃 大船渡農林振興センター	0192-27-9914
〃 宮古農林振興センター	0193-64-2214
県北広域振興局農政部	0194-53-4983
〃 二戸農林振興センター	0195-23-9203
公益社団法人岩手県農業公社	019-651-2181

